

広東国際信託投資会社の破産終結

著者	村上 幸隆
雑誌名	JCAジャーナル
巻	51
号	2
ページ	2-11
発行年	2004-02-10
権利	(C) 日本商事仲裁協会：このデータは日本商事仲裁協会からの許諾を得て作成しています。
URL	http://hdl.handle.net/10112/7193

広東国際信託投資会社の破産終結

村上幸隆*

法定代表者：麦智南 当該公司總經理

目次

- I はじめに
- II 裁定書
- III 本件裁定の問題点
 - 1 中国の破産関係法令の概観
 - 2 破産宣告前の手続——一部債権者への弁済
 - 3 GITICの法人としての性格
 - 4 破産債権の認否および異議債権の確認の方法
 - 5 個別の債権についての問題点
 - 6 破産財産の範囲、換価の問題
 - 7 出資された国有財産の帰属の問題

I はじめに

中国の外資導入に際し、窓口企業として大きな役割を果たしてきた各地の信託投資公司 (ITIC) の経営が行き詰まり、1998年10月6日に、その代表的な公司である広東国際信託投資公司 (GITIC) が破綻するに至った。

長年にわたり多額の金員を融資してきた日本の銀行を震撼させたこの事件は、いまだ記憶に新しいところである。

筆者はかつて、GITICの破綻およびそれに関連して生じた事象について、その時点で一応の概観をしたが^①、今回、破産終結決定が明らかになった。

本稿はその紹介をするものであり、前回の論文の続編ともいふべきものである。

II 裁定書

広東国際信託投資公司破産事件

(最高人民法院公報2003年第3期27頁～29頁)

申請人：広東国際信託投資公司

住所地：広東省広州市環市東路

* むらかみ ゆきたか
弁護士

一 破産申請にいたる経過

1 1999年1月11日、広東国際信託投資公司 (GITIC) は、債務を弁済できる資産が重大な不足をきたし、弁済期にある巨額な債務を弁済することができなくなったことを理由に、広東高級人民法院に破産を申請した。

2 広東省高級人民法院は、審理を経て次のとおり調査して明らかにした。

(1) GITICは、元の名称を広東省信託投資公司といい、1980年7月に広東省人民政府の認可を経て、広州市工商行政管理局において登録、成立した全人民所有制企業法人である。

1983年、非銀行金融機関として中国人民銀行の認可を経て、かつ外貨経営権を有する。

1984年3月、広東省工商行政管理局の登録登記を経て名称を広東国際信託投資公司と変更し、登録資本を12億元とした。

(2) 1992年以来、GITICの経営管理は混乱し、大量の高利息の預金が存在し、簿外経営、無計画で資金を借入し、乱投資等違法経営活動が存在し、弁済期にある巨額の国内外の債務の支払が不能となり、債務を弁済できる資産に重大な不足をきたした。

(3) 1998年10月6日、中国人民銀行はGITICの閉鎖を決定し、かつ閉鎖清算委員会を組織し、閉鎖清算の実行に当たさせた。

閉鎖清算期間において、GITICの金融業務および関係する債権債務は中国銀行に管理委託され、GITICに属する証券取引営業は、広発証券有限責任公司に管理委託され、その業務経営活動は通常どおり行われた。

(4) 1998年10月6日から1999年1月6日の3か月の閉鎖清算期間における調査により次のとおり明ら

かになった。

GITICの総資産は214.71億元、負債は361.65億元、総資産負債率は168.23%、資産をもって充当できない債務は146.94億元である。

(5) 中国銀行は、1999年1月11日、《原省国投自然人債権の清算に関する公告》を發布し、GITICは既に資産をもって債務に充てることができない重大な状態であり、巨額の債務を償還する力がなく、自然人の債権の完済は、元金を支払えるだけであり、支払利息は支払えないと判断した。中国銀行は、GITICの自然人の債権を完済をした後、中国銀行広東省分行が広東省財政庁に代わり法により債権届出し、もって普通債権者の立場により破産清算手続により弁済を受けることとした。

3 広東省高級人民法院は、次のとおり判断した。

GITICの管理は極度に混乱しており、資本をもって債務に充てることができないことは重大であり、国内外の弁済期が到来した巨額の債務を弁済することはできないため、企業破産法（試行）（以下「企業破産法」と略称。）3条1項・8条⁽²⁾に定める破産要件に合致している。

よって1999年1月16日、次のとおり裁定した。

- (1) GITICは破産により債務を弁済する。
- (2) GITICを清算委員会の管理とすることを指定する。

二 裁定宣告後、GITICの破産清算業務は、法により以下のとおり実行された。

1 債権届出、調査および確認

(1) 1999年1月16日、広東高級人民法院は、それぞれ個別に《人民日報》、《人民法院報》にGITICの破産申請受理の公告を登載し、債権者は、公告の日から3か月以内に債権届出をするよう要求し、期間経過後も届出されない場合は、自動的に放棄したものとみなすとした。

GITICに対するその他の民事執行手続は法により執行を中止し、執行申請人は、法的効力を有する法律文書を債権届出の根拠とすることができるとし、GITICに対するその他の民事訴訟手続は法により終結または中止とした。

公告期間内に合計320者の債権者の債権届出がなされ、届出債権総額は合計で387.7738億元（167社の国外債権者の届出債権320.1297億元を含む。）であった。

(2) 1999年4月22日、広東省人民法院が主宰し、GITICの第1回債権者会議が招集・開催され、244者の国内外の債権者が派遣した代表が出席した。これは届出債権者総数の76%を占める。

法院は債権者に対して債権者会議の権限を宣告し、かつ各債権者の届出債権額に基づき、スイス銀行、日本の第一勧業銀行、アメリカのシティバンク、中国銀行等の9者の債権者で債権者主席委員会を組織した。破産清算委員会は、債権者会議に出席した代表に債権届出状況を報告した。会議は、破産清算委員会の提出したGITICの財産処理の原則を承認可決した。

(3) 破産清算委員会は、債権者が届け出た債権について登記および調査を行った後、調査の結果により確認債権または届出の異議を各届出債権者に個別の方式で通知するとした。債権者は、清算委員会が異議がない債権であると確認した債権者は、清算委員会の債権者会議への提出案件に議決の表決をする。届出債権者が清算委員会の確認結果に異議がある場合は、広東省高級人民法院に対して裁定の申請を提出する。

(4) 広東省高級人民法院は、債権異議者の申請に基づき、GITICの破産事件中62件の関係債権届出の異議に対して、分けて公開審理を行い、かつ別々に裁定をなした。

① 「レターオブアウェアネス」〔中文：安慰函〕に基づく担保債権

GITIC香港子会社の15名の債権者は、債権確認訴訟において、GITICが発行した「レターオブアウェアネス」の約23億人民元の担保債権を届け出て、確認するように申し出た。

広東省高級人民法院は審理を経て、次のとおり判断した。

当該書面の形式から見れば、GITICと特定債権者との間で締結したものではなく、不特定の第三者が発行した紹介状である。

内容の面から見れば、当該書面は担保の意

思表示ではない。債権者が債務を履行しない場合に、その履行または返済責任を負うことは約束されていなかった。

したがって、当該書面は中国法上の保証という意味ではなく、保証担保という法律効力を有しない。「レターオブアウェアネス」に基づく債権担保の申告はすべて却下する。

②信託預金の預金者

債権確認訴訟において、17者の債権者は信託預金を根拠にGITIC清算委員会に38億人民元という金額の債権を申し出た。一部の国内債権者は、信託預金は信託財産であり、独立性を有し、受託者GITICは、信託財産に対して、所有権を有せず、経営管理権を有するだけであり、信託財産の所有権は委託者にあると判断し、その取戻回収権の行使を要求した。

広東省高級人民法院は、審理により次の通り判断した。

GITICは預金者に信託預金証明書を発行し、預金者に資金をGITICに預金し、満期時に元金および利息を支払うことを約束しているが、それは預金契約の特徴を具備している。預金者とGITICの間は債権債務関係であり、信託関係に属さない。

預金残高は破産債権とみなし、預金者は取戻回収権を有しない。

③金利スワップ契約〔中文：掉期合同〕に基づく債権

債権者はGITICとの金利スワップ取引に基づく破産債権届出を破産清算委員会に拒否され、法院に異議を提出した。

広東省高級裁判所は、審理を経て、次のとおり判断した。

金利スワップ取引は国際的な金融方法であり、融資コストを低下させ、利息変動によりリスクを防ぐという目的である。金利スワップ取引による破産債権の届出の確認は、金利スワップ取引は国家外貨管理局の適時標準が必要かどうか、また、その利息掉期取引のリスク回避性または投機性に対して判断する必要があるかどうか重大なポイントである。

GITICは国家外貨管理局が発布した〈外貨業務の経営許可証〉を有し、その外貨業務の経営範囲は自营および外貨売買代行を含む。従って、GITICはリスク回避性を有し金融取引の主体としての資格を有する。国家外貨管理局が適時に許可する必要はない。

双方が行った金利スワップ取引は相対的な基礎取引を存在する場合、純粹に市場の誘導金融価格の変動動向の予測に基づき取引を行ったのではなく、リスク回避性の金融取引に属し、この金利スワップ取引は有効とみなす。債権者は、双方の約束に基づく損失を計算するための市場価格がGITICの閉鎖によってこの金利スワップ取引合意の事前終了によって損失をこうむった。

債権者が届け出た破産債権は認められた。

④破産債権の相殺

商業銀行およびその分支機構は、GITICが有する債権総額および負債総額を破産清算前に相当額で相殺した。

企業破産法33条、商業銀行法22条に基づき、商業銀行およびその分支機構は、GITICに対する債権総額および負債総額を、破産清算前に相当額に相殺することができる。商業銀行分支機構はそれぞれ債権を届出後、商業銀行が統一してその相殺権を行う。GITICの破産清算委員会は法律に基づき中国工商银行、中国建設銀行など商業銀行の債権債務の相殺処理を行った。

(5) 広東省高級人民法院の最終確認で、GITIC破産事件の債権者は合計200社、債権総額は202.2317億人民元となった。

2 破産財産の査定、確認および処理

GITICの破産清算委員会は、清算を経て、破産宣告時のGITICの帳簿上の総資産は209.3748億人民元であると確認した。当事者は破産清算委員会の破産財産の認定に対する異議を提出した場合は、法律に基づき広東省高級人民法院に裁決を求めた。

当事者の申請に基づき、広東省高級人民法院は

法律に基づき以下の申請異議について裁決した。

(1) 広東省信託不動産開発会社（以下「不動産会社」という。）および広信実業有限会社（清算中）（以下「広信会社」という。）の傘下に登録した広東国際大廈実業会社の出資持分（100%）がGITICの破産財産であるかどうかについて

広東国際大廈実業会社は合作（香港資本）経営企業であり、名義上は不動産会社および広信会社が出資持分を有する。破産清算委員会は、GITICが投資した会社であり、出資持分はGITICに属し、不動産会社および広信会社に対しそれぞれ50%の出資持分を交付することを要求した。

広東省高級人民法院は審理を経て、次のとおり判断した。

工商管理機構では、広東国際大廈実業会社の中国側投資者が不動産会社で、外資投資者は広信会社であり、GITICはその主管部門にすぎないとして登記されている。しかし、不動産会社は出資義務を履行せず、広信会社の出資の資金源は、実際上はGITICである。中外合作企業の特別優遇政策を国際大廈実業会社に享有させるために、GITICが広東国際大廈実業会社を設立し、広東国際大廈の経営管理を行い、また、その全額出資子会社である不動産会社および香港に登録し設立した広信会社を国際大廈実業会社の中外双方の出資者とした。不動産会社および広信会社は株主の最も基本的な出資義務を履行していないため、合法的な出資者ではない。GITICが広東国際大廈実業会社の実質出資者として、当該会社の所有権を享有する。

この裁定に基づき、広東国際大廈実業会社の100%の出資持分はGITICに属する。

(2) GITICの全額出資子会社の投資権益は破産財産である。GITIC傘下の29社の全額出資子会社に対して、破産清算委員会は異なる状況に基づき、GITICの投資権益の追収範囲と判断した。経営状況が良く、利益のある全額出資子会社に対しては、全体として譲渡する方法をとり、投資権益を回収した。投資権益が負債である全額出資子会社に対し、法律の規定に基づき業務の

終了または破産申請をする。GITICの対外投資という形の出資持分および収益に対し、主に売却または出資持分譲渡の方法で行った。しかし、出資持分の価値がマイナスであるものに対しては、その追加回収を停止する。

(3) GITICに所属する証券取引営業所が受け取った株主の保証金の所有権について

4社の証券取引営業所はその分支機構であり、これらの証券取引営業所は長期的に株主の保証金と自社所有する資金を混在し、違法経営を行い、株主の大量な保証金を流用し、株主の保証金は残高不足になり、1999年1月16日までで、資金不足は0.7052億人民元となる。株主保証金を違法流用後、株主は清算委員会に届出するしかなく、破産清算委員会は、取戻回収権はないと判断した。

広東省高級人民法院は審理を経て、次のとおり判断した。

保証金は株主がGITIC証券営業所に株の売買の代行を委託する決算資金であり、証券営業所は代行であり、株主は証券機構に保証金を納付するのは委託行為に属し、保証金の所有権および使用権の属性に変わりはない。証券営業所はGITICの分支機構であり、GITICが破産後、株券の所有者は法律に基づき破産清算委員会に保証金を回収することができるかと裁決した。その裁決に基づき、株主は株券取引の保証金残高を取戻回収することができる。

(4) GITICの広東省における債権について

広東省高級人民法院は最高人民法院〈高級人民法院の業務管理の統一執行に関する若干問題の規定〉に基づき、GITICの債務者が所在する58の法院にそれぞれ執行すると裁決し、合計15.1億人民元を回収した。

(5) GITICの他省、市、自治区におけるの財産について、破産清算委員会が法律に基づき回収を行い、合計5.3823億人民元を回収した。

(6) GITICのアメリカ、香港特別行政区など国外における財産について、破産清算委員会が現地の法律に基づき回収を行い、合計5.3823億人民元の投資および融資を回収した。

(7) 広東省の69の政府機関がGITICの債務者のために発布した担保について、無効および相当な賠償責任を負うと裁定し、広東省高級人民法院は広東省審査〔中文：審計〕庁委員会審査チームに依頼し、これら政府機関の予算外の資金状況についてそれぞれ審査し、審査状況、法律に基づき、これらの政府機関の予算外資金に対し、強制執行を行い、予算外資金のない政府機関に対し、法院は法律に基づき、中止手続を行い、合計0.7625億人民元を回収した。

(8) GITICの破産財産については、オークション又は競売という方法で現金化する。その内、GITICの広東商品展示センターの100%の出資持分は3.89億人民元の価格で無事に落札され、競売により、GITIC傘下の4社証券交易営業所は0.8093億人民元の価格で広発証券有限責任会社に譲渡され、GITICの江湾新城の75%の出資持分および債権は3.5億人民元の価格で無事に落札され、GITICの広東国際大厦実業有限公司の100%の出資持分および債権は11.3億人民元の価格で無事落札された。

3 破産財産の分配および破産手続の終了

GITIC破産財産の回収および現金化された後に、法律に基づき優先的に破産清算委員会費用（仲介機構の専門費用、査定費用およびその他清算費用を含む）を支払った。

2000年10月31日、2002年6月28日および2003年2月28日に債権者会議を開催し、GITICの従業員給与、労働保険費用および延納税金を優先的に支払った後、3回に分けて比率に基づき破産債権を返済した。広東省高級人民法院の裁決許可を得、破産財産の分配は3回に分けて行った。分配した破産財産合計は25.34億人民元となった、債権弁済率は12.52%。国外債権者の債権に対し、外貨管理部門の同意を得、全て外貨に換算して支払った。

GITICの破産案の司法手続を完了後、破産清算委員会は法律に基づき破産手続の完了申請をした。広東省高級人民法院は審理を行い、GITICが申請した破産案に対し、債権の確認業務はすでに

完了し、破産財産の範囲も確定し、外部の債権回収業務も全て有効な法律措置を取り、GITICの主な破産財産は破産手続の法定条件を満たしたと判断した。

しかし、今後また回収可能な破産財産が存在するため、追加分配などの事後事項を処理する必要があるため、破産清算委員会を保留し、破産財産の回収業務および追加分配業務を行う必要があり、したがって、破産清算委員会の破産手続を完了する申請を同意すると同時に、破産清算委員会を保留し、継続的に事後事項を処理することを裁決した。

これに基づき、2003年3月8日付けで、企業破産法38条および最高人民法院《企業破産案件審理の若干の問題に関する規定》97条の規定に基づき、裁決を下す。

(1) GITIC破産案破産手続を完了する。

(2) GITIC破産案清算委員会は本裁決をもって広東省工商行政管理局においてGITICの登録を取り消す。

(3) GITIC破産清算委員会を保留し、GITIC破産財産の回収、追加分配などの事後事項を行う。

本件に関わる訴訟費用は半額に減額して受け取り、破産財産の中から優先的に支払うとする。（訳注：原文を読みやすくするため、筆者の責任において段落分けを行い、段落の小見出しをおいた。）

Ⅲ 本件裁定の問題点

1 中国の破産関係法令の概観

本裁定の問題点を指摘する前に、現在の中国の破産関係法令について概観しておく。

現在中国においては、日本の破産法のような統一的な破産法は制定されていない。本件で適用されている企業破産法（試行）はあるが、適用範囲は全人民所有制企業のみに限られている。

その他の法人に対しては、民事訴訟法199条～206条及びそれに関係する最高人民法院の司法解釈（「中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する若干の問題についての意見」）である。しかし、これではあまりに少ない条文であって、破産手続

独自の規定とはいいがたい規定となっている。具体的に破産手続を進めるにはあまりに貧弱である。

2002年春、全人大常務委員会に破産法が上程されたが、一年半以上たった現在にいたるまで、制定されていない⁽³⁾。

そのため、実務上の必要性に迫られた最高人民法院が、「企業破産案件審理の若干の問題に関する規定⁽⁴⁾」(以下「破産司法解釈」という。)を施行し(2002年9月1日施行)、ある程度詳細な規定を定めている。

中国の破産法制の現状は、以上のような状況である。

2 破産宣告前の手続 —— 一部債権者への弁済

本件の破産においては、いきなり破産申立するのではなく、中国人民銀行がいったん破産宣告前において閉鎖清算委員会を設置し、今後の方針についての概略の判断をした上で、破産申請を行っている。

こうした手続についての法的根拠は定かではない。

注目すべきは、その手続の中で、中国銀行が自然人に対する債権の元本全額を支払った上で、債権者として破産申請していることである。

これは、個人の債権を保護することによる社会政策上の理由によるものと考えられる。

中国銀行という第三者の弁済であるため、GITICの破産手続において優先的に弁済したという問題は生じない。しかし、当初優先的に弁済されると説明された外国債権者にとっては、割り切れなさが残る処理となっている。

3 GITICの法人としての性格

裁決書を見るかぎり、当初全人民所有制企業として設立され、その後企業名称の変更を行っているものの、法人の性格としては、会社法上の会社になったとの記載はない。

また、適用法令をみても、民事訴訟法および「最高人民法院 中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する若干の問題についての意見」の適用で

はなく、企業破産法(試行)を直接適用しており、この点からも法人としては全人民所有制企業であると考えられる。

4 破産債権の認否および異議債権の確認の方法

まず、〈人民日報〉、〈人民法院報〉にGITICの破産申請受理の公告を登載し、債権者は、公告の日から3か月以内に債権届出をするよう要求し、期間経過後も届出されない場合は、自動的に放棄したものとみなすとした。これは、企業破産法9条によるものである。

届出債権について、清算委員会の判断に異議がある場合は、広東省高級人民法院に対して裁定の申請を提出するものとした。これは、破産司法解釈24条によるものと考えられる。そして、広東省高級人民法院は争いのある債権について裁定の方法によりそれを認めるかどうかの判断をした。

破産債権の確定に関しては、①どのような裁判形式で判断するのか、②破産裁判所自らが判断するのか、という点で問題がある。

現行法令では、この点が不明である。本件では、①の点について判決という形式ではなく裁定という形式で判断した。また②の点について、破産裁判所自らが判断している。

債権認否に関しては、もっと詳細な規定を立法することが必要であろう。

5 個別の債権についての問題点

(1) 「レターオブアウエアネス」〔中文：安慰函〕に基づく担保債権

人民法院は、これについては、GITICが何らの債務も負担するものではないと判断した。

これは事実認定に関わるもので、その当否については判断できないが、保証といえるものではないと判断されたものと考えられる。

(2) 「信託預金」の問題

人民法院は、預金契約であるとして、破産債権であると判断した。

すなわち、何らかの形での優先的な特別な取戻権のような権利ではないと判断した。

特に信託法などの法令で認められていない以

上、信託財産に対する委託者としての権利を認めることはできないとしたものである。

しかし、(3)の株式売買委託に関する預り金に対する判断と比較すると疑問が残る。

(3) 株式売買委託に関する預り金

人民法院は、これに対しての取戻権を認めている。

しかし、何の法令上の根拠も挙げておらず、法令上の根拠は不明である。

法令上の根拠として考えられるのは、破産司法解釈71条1号である。しかし、この条文は、金銭でなく有体物を予定した規定であり、対象が金銭である場合にまで適用できるかどうかは、疑問である。

また、(2)の「信託預金」に対する判断と比較すると疑問がある。「株式売買委託に関する預り金」についての優先権を認める一方、「信託預金」に対する優先権を認めないとする判断の違いを正当化する根拠があるのかどうか。

法令上の根拠が必要であろう。

(4) 相殺

相殺に関しては、契約法(91条・99条・100条)において認められるより前から企業破産法において認められていたものである。

6 破産財産の範囲、換価の問題

(1) 広東国際大廈実業会社に対する出資持分

法形式的には、次のような状態の出資関係である。

人民法院は、この関係の実質をとらえて、GITICが全額出資しているものと認定して、

GITICが広東国際大廈実業会社の全額出資したものと判断した。

この判断については、広東省信託不動産開発会社または広信実業有限会社の債権者との関係で問題が残る。両社に対する債権者が広東国際大廈実業会社に対する出資持分と差し押さえたような場合には、本裁判のように解することはできないのではないかと。現に広信実業有限会社は清算中であり、本裁判のように判断することが可能であるのかは疑問である。

(2) 債権の執行

人民法院は最高人民法院〈高級人民法院の業務管理の統一執行に関する若干問題の規定〉に基づき、GITICの債務者が所在する法院にそれぞれ執行すると裁判した。

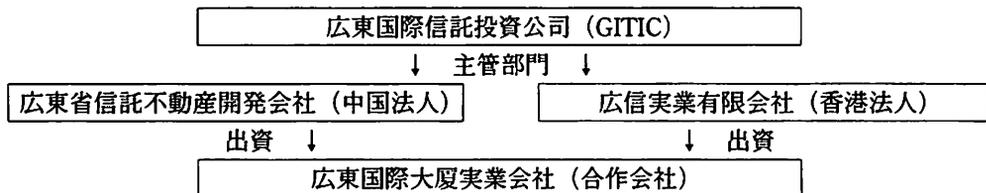
しかし、債権執行の際に判決という形式をとらずに執行することができるというのは、当該債権の債務者の立場からすれば問題があるように思われる。

引用している規定の内容が不明であるために断言はできないが、債権が存在するかどうかについて最終的に判断するためには、本来判決という形式が必要であろう。

(3) 政府機関の担保(保証)の問題

人民法院は、広東省の政府機関がGITICの債務者のためになした「担保」について、無効であるが賠償責任を負うと裁定した。

これは、GITICの債務者に対する債権を広東省の政府機関が保証などをしてきたケースについて、政府機関についての責任を肯定したもの



である。その根拠については、法令上の根拠の摘示がないため不明である。

担保法8条によると、国家機関は保証人適格を欠いており、保証人となることはできない。この国家機関には地方の政府機関も含まれる。保証契約を締結してもその契約の効力は無効である。しかしこれにより債権者に損失をもたらした場合、担保法5条2項により、担保設定者などに過失があった場合は、その過失により相應の民事責任を負わなければならない（最高人民法院 中華人民共和国担保法適用の若干の問題に関する解釈3条）。

すなわち、本来は政府機関が責任を負うことはないのが原則である（当該保証契約がなされた時期の関係で、担保法の適用があるといえるのかどうかという問題点は残るが、その点はさておき）。しかしながら、かかる結果が不当であることを回避するため、担保法施行（1995年10月1日）後に最高人民法院が司法解釈を施行し（2000年12月13日）、同司法解釈3条により、政府機関についても過失がある場合には責任を負うこととしたものである。

ただし、以上は筆者の推測の域を出ないものである。この点についても、やはり法令上の根拠を記載すべきであろう。

なお、本件においては、主契約が無効であることによる保証契約の無効の場合の当事者の責任分担割合については記載されていないが、上記司法解釈7条・8条は、その点についても規定している。

7 出資された国有財産の帰属の問題

会社に出資された国有財産の帰属に関しては、国家に帰属する旨の規定がある（会社法4条3項）。この規定をめぐっては、会社法の根本に関わる点であり、種々の議論がなされている⁽⁵⁾。

筆者は、前稿において、今回のGITICに出資された地方政府の財産がどのように処理されるかが注目されると指摘しておいた。

すなわち、①「当該財産が出資者である広東省の所有である、従って広東省に返還しなければな

らない。」という処理がなされたとすれば、この会社法4条3項の文言どおりに解決されたということになり、②「GITICの資産として換価され、債権者への配当源資となる。」というのであれば、会社法4条3項は、単なるスローガンを定めたものに過ぎないと解されるということになる、という指摘である。

本裁判によれば、GITICは全人民所有制企業であり、会社法上の会社ではないとされている。したがって、本裁判から、この会社法4条3項問題について、直接の判断をすることはできない。

しかしながら、会社法4条3項と同様の考え方からすれば、全人民所有制企業についても、政府（地方政府を含む。）の出資した資産は、会社法上の会社より強い理由でその資産は政府の所有である、したがって政府に返還しなければならない、ということになりそうである。にもかかわらず、本裁判ではそのような判断はされていない。

このような点から推測すると、会社法4条3項の解釈に当たっても同様に、この文言どおりの処理がなされるわけではないということはいえるのではないかと思われる。■

[注]

(1) 村上幸隆「広東国際信託投資会社の破綻」JCAジャーナル46巻8号。

(2) 本稿で引用する法令などの条文は、次のとおりである。

《企業破産法（試行）》

第2条

本法は全人民所有制企業に適用する。

第3条第1項

企業が経営管理不善によって重大な欠損を生じ、弁済期が到来した債務の弁済が不能の場合、本法の規定により破産宣告する。

第8条

債権者は、その上級主管部門の同意を経て、破産宣告を申請できる。

債権者が破産申請を提出するときは、企業の欠損状況を説明し、関係会計書類、債務台帳、債権台帳を提出しなければならない。

第9条

人民法院は破産事件を受理してから、10日以内に債権者に通知し、かつ公告を發布しなければならない。

人民法院は、債務者の提出した債務台帳を受け取ってから10日以内に、知れたる債権者に通知しなければならない。公告及び通知には、第1回債権者会議招集の期日を定めなければならない。

債権者は、通知を受け取ってから1か月以内に、通知を受け取っていない債権者は公告の日から3か月以内に、人民法院に債権を届け出、債権額と財産担保の有無を説明し、かつ関係証明資料を提出しなければならない。届出期限が経過しても債権を届け出ない場合は、債権を自動的に放棄したものとみなす。

人民法院は財産担保のある債権と財産担保のない債権の届出に対し、分けて登記しなければならない。

第33条

債権者は破産企業に対して債務がある場合には、破産清算前に相殺することができる。

〈最高人民法院 企業破産案件審理の若干の問題に関する規定〉

第21条

債権者の債権届出には、債権証明及び合法かつ有効な身分証明を提出しなければならない。届出者を代理するものは、委託者の有効な身分証明、授權委託書及び債権証明を提出しなければならない。

届出の債権が財産担保を有する場合は、財産担保を証明する証拠を提出しなければならない。

第22条

人民法院は、債権届出を登記する時、債権者の名称、住所、銀行口座、債権届出の金額、債権届出の証拠、財産担保の状況、届出時間、連絡方法及びその他必要とする状況を明記しなければならない。

清算委員会がすでに成立している場合、上記債権登記業務は清算委員会が行う。

第23条

連帯債務者の一人又は数人が破産した場合、債権者は、全部の債権につき当該債務者又は各債務者に権利を行使し、債権届出することができる。債権者が債権届出をしない場合、その他の連帯債務者は、将来負担することがありうるとする債務を債権届出することができる。

第24条

債権者が法定期間内に債権届出なかった場合、民事訴訟法第76条に規定する状況があれば、破産財産分配前に清算委員会に債権を届出することができる。清算委員会は、その届出された債権に審査の責任を負い、かつ人民法院により審査確定をする。債権者集会は、人民法院が同意した債権者の破産財産分配参加に異議

がある場合、人民法院に再審査を申請することができる。

第60条

債務者と相互に債権債務を負っている債権者は、清算委員会に対して、相殺権の行使を請求ことができ、相殺権行使は以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 債権者の債権がすでに確認を得たもの。
- (2) 相殺を主張する債権債務がすべて破産宣告前に発生したもの。

確認を経た破産債権は譲渡することができる。譲受人が譲り受けた債権を債務者の債務を相殺とする場合、人民法院は支持を与えない。

〈民事訴訟法〉

第200条

人民法院は破産弁済手続に入ることを宣告する裁定をした後、10日以内に債務者及び知れたる債権者に通知するとともに、公告を行わなければならない。

債権者は通知を受領した後30日以内に、通知を受領していない債権者は公告の日から3か月以内に、人民法院に債権を届け出ることができる。期間を過ぎて債権を届け出ないときは、債権を放棄したものとみなす。

債権者は債権者会議を結成し、破産財産の処理及び分配案又は和解の合意を討議し採択することができる。

第206条第1項

全人民所有制企業の破産弁済手続には、中華人民共和国企業破産法の規定を適用する。

〈会社法〉

第4条第3項

会社内の国有財産の所有権は、國家に帰属する。

〈中華人民共和國商業銀行法〉

第22条

商業銀行分支機構は法人資格を有しない、本行の授權範囲内に法律に基づき業務を行い、その民事責任は本行が負うこととする。

〈担保法〉

第5条

担保契約は主たる契約に対する従たる契約で、主たる契約が無効の場合は、担保契約も無効である。担保契約の別の定めがある場合は、その定めによる。

担保契約の無効が確認された後に、債務者、担保設定者、債権者に過失があった場合は、その過失によりそれぞれが相応の民事責任を負わなければならない。

第8条

國家機關は保証人となってはならない。但し、國務院の批准により、外國政府又は國際經濟組織の融資を

使用するために転貸を行う場合は除く。

《最高人民法院 中華人民共和国担保法適用の若干の問題に関する解釈》

第3条

国家機関または公益を目的とする事業単位もしくは社会団体が法律の規定に違反して担保を提供した場合、担保契約は無効とする。これにより債権者に損失をもたらしたばあい、担保法第5条2項の規定にもとづいて処理しなければならない。

第7条

主契約が有効で担保契約が無効であり、債権者に過失がない場合、担保提供者と債務者は主契約の債権者の経済的損失について連帯賠償責任を負う。債権者および担保提供者に過失がある場合、担保提供者が民事責任を負う部分は、債務者が弁済できない部分の2分の1を超えてはならない。

第8条

主契約が無効であるために担保契約が無効となり、担保提供者に過失がない場合、担保提供者は民事責任を負わない。担保提供者に過失がある場合、担保責任者が民事責任を負う部分は、債務者が弁済できない部分の3分の1を超えてはならない。

- (3) 筆者が2002年5月、北京市律師協会において日本の破産実務について講演した際に、破産法起草グループメンバーの1人である李永軍中国政法大学教授と面会したが、同教授は破産法の審議の見込みに関し、「いつ成立するか分からない、越えなければならないハードルが非常に多い。」との意見を述べておられた。その後、同教授は、2003年2月に、全国人民代表大会財政經濟委員会の一員として、日本の破産制度に関する調査のために大阪地方裁判所、大阪弁護士会などを訪問された。全人大に上程されて1年近く経過したにもかかわらず、いまだ外国の制度の調査が必要であるということで来日されたのである。ここからも推測されるように、中国の破産法の成立には、非常に困難がともなっていることは間違いないところである。
- (4) 破産司法解釈の解説は、劉煥平・秋山洋「最高人民法院「企業破産案件審理の若干の問題に関する規定」(中国法令79号1頁～7頁) 参照。
- (5) 会社法4条3項が会社法の体系の中で矛盾しているのは、「出資した資産である以上、その所有権は会社に属さなければ出資したとはいえない。出資した資産の財産権は会社に移転しなければならないのであって(会社法82条)、出資した資産の所有権が出資した側に留保されているということは、同条に違反する。にもかかわらず出

資した側に所有権があるというのはどういうことなのか。」(村上幸隆「中国会社法の中外合弁企業への適用(1)」JCAジャーナル42巻7号17頁)という点にある。

この点について、国有資産に相当する持分又は出資額をいっているのであり、決して会社に出資したその具体的な財産をいっている訳ではないという考え方がある(王保樹・判例タイムズ857号36頁)。

